

請 負 契 約 書

1. 件 名 6 - 中部運輸局管内建築物設備点検業務
2. 契 約 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)
3. 契 約 履 行 期 間 令和6年 月 日 (契約の翌日) から令和7年3月31日まで
4. 契 約 履 行 場 所 別添「業務仕様書」のとおり
5. 契 約 保 証 金 予算決算及び会計令第100条の3第3号により免除

本契約を履行するにあたり、

甲一支出負担行為担当官
中部運輸局長 中 村 広 樹

乙一

として、下記のとおり契約を締結する。

(総則)

第 1 条 乙は、甲が配付した仕様書等に基づき、頭書の業務を履行し、甲はこれに対し、請負代金を乙に支払うものとする。

(仕様書の解釈等)

第 2 条 乙は、仕様書について疑義を生じたとき、または仕様書に明記されていない事項については甲乙協議して定めるものとし、その他軽微なものについては、甲の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内をもって業務の履行を行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 3 条 乙は、この契約によって生ずる権利もしくは、義務を第三者に譲渡又は継承せしめてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第 4 条 乙は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2. 乙は、業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の

承認を受けなければならない。

(下請負人に対する監督)

第 5 条 乙は、前条第 2 項の規定により承諾を得た業務につき、下請負を決定したときは、当該業務の着手前に、下請負人の名称、業務計画、その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2. 乙は、前項の規定による場合には、甲又は監督職員が下請負に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

(履行期限の変更等)

第 6 条 甲は、その都合により履行期限又は履行場所を変更することができるものとする。

2. 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、甲乙協議して、その金額を増減するものとする。

(履行の通知及び検査)

第 7 条 乙は、事業の履行を完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

2. 甲は、第 1 項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、履行の通知又は検査の請求を受理した日（これらの日以降において乙が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から 10 日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他甲の適当と認める方法によりこれを行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3. 乙は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

(秘密の保持)

第 8 条 甲及び乙は、この契約の履行にあたって業務上知り得た相互の機密事項を外部に漏らし又は、他の目的に利用してはならない。

(請負代金の支払い)

第 9 条 甲は、乙が業務を履行した後提出する適法な支払請求書を受理してから 30 日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。

2. 甲は、乙から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示してこれを乙に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、乙の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第 10 条 甲は、約定期間内に代金の支払をしないときは、乙に対し遅延利息を支払わ

なければならない。

2. 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5%とする。ただし、乙が代金の受領を遅延した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払いのできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
3. 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
4. 甲が、検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行期限の延伸)

第11条 乙は、履行期限までに事業を履行することができないときは、あらかじめ遅延の理由及び完了可能期日を明示して、甲に履行期限の承認を求めなければならない。

2. 甲は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅延が天災地変その他乙の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか遅延金を徴収する。

(遅延金)

第12条 前条第2項による遅延金は、延伸前の履行期日の翌日から延伸後の履行期日までの日数に応じ、当該契約金額の年3%とする。ただし、その総額が契約金額の100分の10を超える場合は、その超過額は遅延金に算入しないものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第13条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「返納命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた

とき。

(3) 納付命令又は排除命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2. 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約の解除）

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 契約の遵守勧告若しくは違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、以降も本契約に定める事項に違反し、又は履行を怠ったとき。
- ② 財産上の信用に係る差押え、競売、強制執行、税の滞納処分等をうけたとき。
- ③ 破産、民事再生、会社整理、会社更生の申立があつたとき。
- ④ その他、乙の責に帰すべき事由の発生により本契約を継続しがたいとき。
- ⑤ 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

ホ 役員等が、暴力団員又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用

するなどしていると認められるとき。

へ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

ト 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

チ 乙が、イからへまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき

- 2 前項の場合において、乙は違約金として解約部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、その金額が1円未満であるとき及び乙の責に帰さない事由があるときは、この限りでない。

(相殺等)

第15条 この契約により甲が乙から取得すべき遅延金、違約金の金額等がある場合において、甲が当該金額と相殺することができる債務を乙に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2. 前項の規定により相殺を行っても、なお、甲において取得金がある場合又は甲が遅延金、違約金等を徴収する場合において、乙が甲の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、乙は、甲に対し遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅延金、違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3. 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。

この場合において、同項ただし書き中「乙」とあるのは「甲」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(契約外の事項)

第16条 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲・乙協議して定める。

上記契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、記名押印の上、甲乙各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸二丁目 2 番 1 号
支出負担行為担当官
中部運輸局長 中村 広樹

乙